別記様式第 4 (第7条関係)(平7総房会3・全改 平10総府会3・平11総府会64・平12総府会118・平17文科会50・平25文科会8・平26原子規3・会元原子規3・ 合2原子規12・合2原子規21・一部改正)

(その1)

赉	赉
詽	珊
紳	年月
ঝা	Щ
(注1)	

核燃料物質在庫変動・受払間差異・リバッチング報告書

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

8項、第9項又は第13項)の規定により、次のとおり報告します。 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第4項 癬

核燃料物質計量管理区 域 の符 号	落	工物 义(4. 字朱/7)	平代4
(注3)	(注2)		
(# #)	¥	事物上5	华
純祭収ろ込む	ク 加 多	所 在 地	2
電話番号(			
_			

在庫変動報告 (ICR)

<u> -</u>	-		-	  -  -	+	-	-	1	- -	<u> -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  </u>	,	د.	F	9	-	VANY - C.YEM	· 医谷叶 经未补充的		990	H	顲		1000
-	<u>.</u>	Τ.	+	1	- <del>¦</del>	<del> </del>	<del> </del> -	<del> </del> —	-	F		-	i	-	457		聯盟	⊢ <b>₽</b> ¥	ORGANIZATION	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			1
$\vdash$	ļ-	-	}	ŀ	ŀ.	H	E	Ł	F	Ł			17	()		Ne Populari		13	7	で書	æ		3
:[	<u> †</u>	Ι	Γ_	<u></u>		Ι_	<u>Γ</u>	<del>.</del> [	Ε.	₽	4		_	_	04		choose i	E_		캶			
E	ļ-	上	上	1	上	-	<u> </u>	<u>.</u>		上	(	$\overline{}$	H	_	ㅁ	₹ <u></u>	i į	-	-		#	野在海	
:F	Ţ	-	-	1	ŀ	ŀ	F	-	-	ŀ	(	<u></u>	F	)	= 1	- FINDS	************				¥	ä	2
	Ť-	Ţ-	F.	┰	1	$\overline{}$	-	F	F	F	7			- 1	2		rmath the part		g.	, <b>#</b>		:	:
Ł	Ł	Ł	E	Ł	Ł	t	Ļ	Ė	Ė	ŀ	إ	-	177	.		DATE OF REPORT OF THE PROPERTY		- FFF	FACILITY 5	Ï			į
ŗ	F	F	F	F	-	ŀ	Ė	F	⊦	-	{		FA 1	-'		255 °	Deal	Ľ≅	2	, <b>25</b>	FFF	:	į
<u>:</u>	È	┢	上	┢	<u></u>	上_			上	上	_	_		-	J	11	154	-			2)		İ
F	-	-	-	┢	F	F	-	-	ŀ	-	ł	-	-	-	=	1 2	شد	F"					İ
Ė	ţ	ļ.	F	Ľ	Ė	Ė	_	ŗ	ŗ	F		_	-	.	710	1 2 2	E.	_	ļ .	7			i
<u>[</u>		+	+	+	╁	+	+	╁	╁	╁	-( }	55	Ħ	£}—	22	4 <b>E</b> 5	題	186	<u>-</u>	u Ee			İ
F	_	F	F	ļ-	F	F	F	F	F	F		Ē		-	~ a	WBYYCOTH LEA	20年 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	-3	ω Mg.	大一年 外五部号第14 是唯國解			
Ł	_	上_	<u> </u>	<u> </u>	L	1	-	<u> </u>	-	_		L			3	<u></u>		F~		i,			
ŀ	-	F	F	F	-	-	-	-	F	F	Ţ				8	<u>0</u> 233	뺼	<u></u>	5				į
	t	L	Ė	L	t	È	E	L	Ė	Ė	9	9	H	_		OHNE PASTORY OHNEAD	世 日 日 大 関						
<u>'</u> [_	<del>-</del> -	₽-	<del></del>	<del>-</del>	+	+	1.	1	₩	╁	$\downarrow$	_	J	_	126	4	얼바	1	2 2	#			
L	╀	Ţ	_	丰	+-		- T	.Г.	Γ_	F	_	5	P	1	30 31	€.	海 (10) (10) (10)	Ė	曾	æ			
Έ	Ł	F	F	L	Ė	Ė	L	<u></u>	F			-	ŀ	-	ן ב	×		1	FROM	数の			
F	F	-	F	F	F	F	F	-	F	ŀ		L		-		NAME OR NUMBER OF BATCH	スロボッチ: (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	1 -	* H	ş.at			
ţ.	Ļ.	-	ļ	ţ	ţ	Ė	Ļ	ļ.	Ė	ļ.	{	18.	Ħ	()		347C	子信名号	<u> </u> ₽	18 19	並守			1
F	ŀ	-	ŀ	ŀ	+	ŀ	F	H	F	F		-	ļ	-		포		+ ≘	[5 X	ir <u>ir</u>			į
	Ι_	上	上	1					<u></u>	1		_	_	Γ.,	ы			Ė	70 F	111			
<u>'</u>	Ł	F	F	F	t	t	L	L	L	Ł	(	<u>-</u>	Ħ	<u>-</u> ,	125	NUMBER OF ITEMS NUMBER	製造	F		\$ T	ļ <sup>:</sup>		
Ţ.	F	F	F	F	F	-	F	F	F	F	Ì	<u>ت</u>	П	<u> </u>	45		7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	L_	24				
┢		$\top$		十	$\top$	<u> </u>		+					1		7		#						:
E	Ŀ	-	-	ŀ	-	-	F		F	ŀ		-	į	-	a	MAJERIAL DESCRIPTION	_ 186 [	Ĥ.	REPORT 25	<b>带</b> 态		:	:
ţ	1	Ė	Ė	Ė	ţ	Ė	Ė	ļ	Ļ	ļ.	(	20	H	)	[	910 RIAL	~™	FΞ				:	
Ŀ	ŀ		-	$\perp$	$\perp$	ŀ	F	1	Ŀ	F	_	<u> </u>		<u> </u>	÷		¥	F_	₹	4:4:	章	盘	,
	-	F	F	-	-	-	F	Ŧ.	F	F	٦	-		-	8.	ORIGIN OF		<u> </u>	Z		毌	113	1
Ŀ	Ŀ	Ł	Ł	Ł	Ŀ	Ė	E	F	Ŀ	F	(	22	Ħ	()		등의 <b>교육</b> 등의 교육		(F)	Macuatribusch DM Pt Pt 30	표  •	开	#	3
-	F	-	F	-	£	-	-	-	<u> </u>	F	Ļ		<u>[</u>	<u>.</u>	6	<u> </u>	4	L	, 35 5	ភក្ខុង	â (	.fp	Į
Ŀ	+	<u> </u>	<u></u>	+_	Ι.	1-	上	1—	-	丰	(	122	Η¥			<u> </u>		E	8 K	ービが取   タール管 SERLINE ENTLADOM 雑誌一もすべま	Til.	H	
E	Ł	F	Ŀ	Ŀ	Ł	Ł	L	Ł	F	Ł		Ŀ		-	ű	H	計成す	- C	30	H E I	6	=	
F	F	F	F	F	Ę.	Γ		F	F			Ē		-	[	数 型 1 BLEMENT	4 1	(01 ##)	OPTE NAME TO BE	껠컕	-	۲	
Ł	Ļ	Ł	Ľ	t	t	Ļ	L	<u> </u>	Ė		(	23	H	)		MEN B	- 55	ြင	238	ا <sub>م</sub> ام		!	
F	F	F	F	F	F	F	-	F	-	-		-	-	-		크윽 ::							
:上		Ι_	_	上	上	<u>.Ļ.</u>		<u> </u>		Τ.		_	4	<u> </u>	8.		기울	ŧ					ľ
<u> </u>	<u> </u>	上_	<u> </u>	_		Ŀ	上	上	<u> </u>	<u> </u>	<u>(</u>	2	碀	)	•	돌류	를						1
F	-	-	-	-	-	<b>-</b>	<b>-</b>	F	F	ŀ		-		-	23		IZI						
F	Ē	F	ļ.	F	F	F		F	F	F			ļ	- 1			PAT	<u> </u>	£				i
ŀ	L	F	+	F	ŀ	ŀ	L	F	L	F	Ç	25	唐	(:)	}	英分類在基準 里 me WEASHT OF	*	F.	l	亩			1
F	Ē	F	F	F	F	F	T-1-1	F	F	F				-	1			FR <sup>2</sup>	<u>8</u>	,			
Ł.	<u> </u>	t	-	Ψ.		上	<u>:-</u>	上	<u> </u>	上			- 1		to T		1 1		SIGNA	#			1
Ē	L	上	<u> </u>	上	<u> </u>	Ŀ	_	Ł_	-	<u> </u>	(	26	H	)	<u> </u>	있는 그를		F	C	я			-
E	ŀ	-	F	F	-	- -	F	F	F	F	(	26 27 28	F	)	25	SOIOYE L E XXXX L E XXXX L E XXXX L E XXXX L E XXXX L E XXXX L E XXXX L E XXXX L E XXXX L E XXXX L E XXXX L E XXXX L E XXXX L E XXXX L E XXX r>XX L E XX XX L E XX XX L E XX XX L E XX XX L E XX XX XX XX XX XX XX XX XX XX XX XX XX	3 <u>3</u>	Ł	ľ	1%			
	- <u> </u>	F	F	F	F	<b>-</b>	$\vdash$	F	Ŧ-	F	(	28	4	5		ONCISE NOTE	U AH	F		ĺ			
	Į.		Ĺ	1.	1	t	L	<u> </u>	$\perp$	T			┪		7		Tg 1	F	l	ļ			
-	۲	-	ŀ	ŀ	+	F	$\vdash$	F	-	1	ı	١.	ŀ	-	:			Ė		į			
	<u> </u>	ļ	Ļ	‡	_	1	<u> </u>	<u></u>	Ι_	上	ا)	29	H.	<u></u>		= 4·#		F		ĺ			ŀ
F	<u> </u>	<u> </u>	Ł	F	<u> </u>	上	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>						토를 했니 수 등 배 드 다	a Fi	<u>L</u> .	77		:		
140	Na	N	1.7	N	N	^4		ru	N	100		M			8			1	9				

- 物質計量管理区域(以下「MBA」という。)ごとに「0001」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。 条第13項の規定に基づき既に提出した同条第4項又は第11項の報告書を修正するために提出する全ての報告書につき、核燃料 国際規制物資の使用等に関する規則第7条第4項、第8項、第9項又は第11項の規定に基づき提出する全ての報告書及び同
- 棄事業者にあっては廃棄施設名、使用者にあっては使用施設名を記載すること。 にあっては加工施設名、使用済燃料貯蔵事業者にあっては使用済燃料貯蔵施設名、再処理事業者にあっては再処理施設名、廃 試験研究用等原子炉設置者にあっては試験研究用等原子炉名、発電用原子炉設置者にあっては発電用原子炉名、加工事業者
- 3 計量管理規定で定めたMBAの符号を記載すること。
- 4 別記様式第3の注2の例により記載すること。
- 期間の始まりと終わりの年月日を記載すること。ただし、報告期間は前回の報告期間と連続させることとし、終わりの年月 については実在庫量の確認を行った場合は実在庫量の確認を行った日、その他の場合は月末とすること。 在庫変動、受払間差異、リバッチング又は区分の変更による数量の変動(以下「在庫変動等」という。)の生じた日を含む
- 報告書の作成者又は責任者の氏名を記載すること。
- 7 工場又は事業所ごとに国に登録する符号を記載すること。
- 8 施設ごとに国に登録する符号を記載すること。
- 当該報告書の下欄に記載する内容(以下「エントリー情報」という。)の行数の合計を記載すること。
- 番号も記載すること。以下「注釈」という。)を当該報告書に添付する場合は注釈の行数の合計を、添付しない場合は 「00」と記載すること。 エントリー情報に対する補足説明(英語で記載することとし、空白も含め1行は49文字とする。また、 対応するエントリー
- 11 報告書の作成者又は責任者の氏名を英字で記載すること。
- 12 各エントリー情報につき「01」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
- 13 とにより、複数行で報告する必要が生じる場合は、当該欄の2行目以降に「C」と記載すること。 既に報告したデータを削除する場合は「A」と記載すること。 報告するバッチに含まれる元素区分が2種類以上である場合又は元素重量若しくは核分裂性物質重量が8桁を超える
- 在庫変動等の生じた年月日を記載すること。

15 いずれか一方の欄に当該MBAの符号を記載し、他方の欄には相手がある場合のみ相手先のMBAの符号を記載すること。

16 次の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

1),7%;	リバ、	受払間差		¥	型				窓					屉				Ĥ	‡	
リバッチング(減少)	リバッチング(増加)	<u> </u>	事故損失	測定済廃棄(原子力利用にはもはや適さないような方法で廃棄された操業上の損失)	保管廃棄(廃棄物がMBA内に保管される場合の廃棄)	適用終了(非原子力利用され回収が実行不可能となることを理由とする保障措置の終了)	量的免除(量を理由とする保障措置の免除)	用法免除(用法を理由とする保障措置の免除)	核的損耗	前段階戻入れ(国内の製錬事業者の工場又は事業所への戻入れ)	国内払出し(国内の他のMBAへの払出し)	<b>輸出</b>	事故増加(予期しない発見による核物質の増加)	保管廃棄再生(保管廃棄された廃棄物からの回収)	量的免除再適用(量を理由として保障措置が免除されていたものの保障措置の再適用)	用法免除再適用(用法を理由として保障措置が免除されていたものの保障措置の再適用)	核的生成	開始点受入れ(国内の製錬事業者の工場又は事業所からの受入れ)	国内受入れ(国内の他のMBAからの受入れ)	輸入
RM	RP	DΙ	LA	LD	TW	TU	EQ	ΕU	LN	S S	SD	SF	G A	F₩	DQ	DU	NP	RS	RD	RF

《動	O 作	ह्माम्	の撃	أبحرة	<b>元</b> /油	(W)	9¥	:N
高濃縮ウランから劣化ウランへの区分変更	劣化ウランから高濃縮ウランへの区分変更	天然ウランから高濃縮ウランへの区分変更	高濃縮ウランから低濃縮ウランへの区分変更	<b>仏濃縮ウランから高濃縮ウラン(濃縮度が 100 分の20以上の濃縮ウランをいう。以下同じ。)への区分変更</b>	天然ウランから劣化ウランへの区分変更	劣化ウランから低濃縮ウランへの区分変更	天然ウランから低濃縮ウランへの区分変更	伝濃縮ウラン(濃縮度が100分の20未満の濃縮ウランをいう。以下同じ。)から劣化ウランへの区分変更
HD	DΗ	HN	ΗE	ΗŒ	ND	DΕ	ΝE	ΕD

- 17 計量管理規定で定めた主要測定点の符号を記載すること。
- 18 計量管理規定で定めた方法により付したバッチの符号を記載すること。
- 19 「0」と記載すること。 バッチを構成している最小計量単位の個数を記載すること。なお、核的生成、核的損耗、受払間差異又は区分変更の場合は
- 20 核燃料物質の組成、形状等を表すものとして計量管理規定で定めた略号により記載すること。
- 左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。 次日米協定」という。)発効日前に発生した事実に関して報告した当該報告書について修正の必要が生じた場合は、次の表の 原子力の平和利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(昭和63年条約第5号。以下「第3

4	74	ħ	7	Ι
$\times$	K		#	A,
J	7	7	1)	Ħ
坟	7 (1	¥	X	A
	+-	)		
U	S	N	Q	A I

Ŋ	Щ	7
0		J
9		٧.
他	₩	К
0	J	Ŧ

22 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

- 23 バッチを構成する単位体の重量を核燃料物質の区分ごとにグラム単位で記載し、1 グラム未満の端数は四撸五入すること。
- 24 「G」と記載すること。
- 23 入すること。 トリウムにあっては空白とし、その他にあっては核分裂性物質の重量をグラム単位で記載し、1 グラム未満の端数は四捨五
- 26 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

ウラン23	高濃縮 ウラ	低濃縮ウラ	天然ウラ	劣化ウラ
ယ	7	Υ'	V	7
K	G	G	G	G

27 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

L	この報告書に係るMBA以外のMBAにおける測定の結果に基づく数値であって既に報告されているものである場合
Z	この報告書に係るMBA以外のMBAにおける測定の結果に基づく数値であって以前に報告されていないものである場合
Т	この報告書に係るMBAにおける測定の結果に基づく数値であって既に報告されているものである場合
M	この報告書に係るMBAにおける測定の結果に基づく数値であって以前に報告されていないものである場合

- 28 注釈を添付する場合は「X」と記載すること。
- 29 既に提出した報告書について修正をする場合に当該修正に係る報告書の報告番号及びエントリー番号を記載すること。
- 備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込み式とすること。
- 0 のみ記載すること。 ウランの区分変更を記載する場合にあっては、当該区分変更に関係したウランの濃縮度のいずれか高い方の区分について
- 3 この報告書は、MBAごとに別葉で作成すること。